

# 令和元年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要）

## 1. 調査の概要

全国の市区町村（1,741自治体）を対象に、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた施策の取組状況について調査を行った。

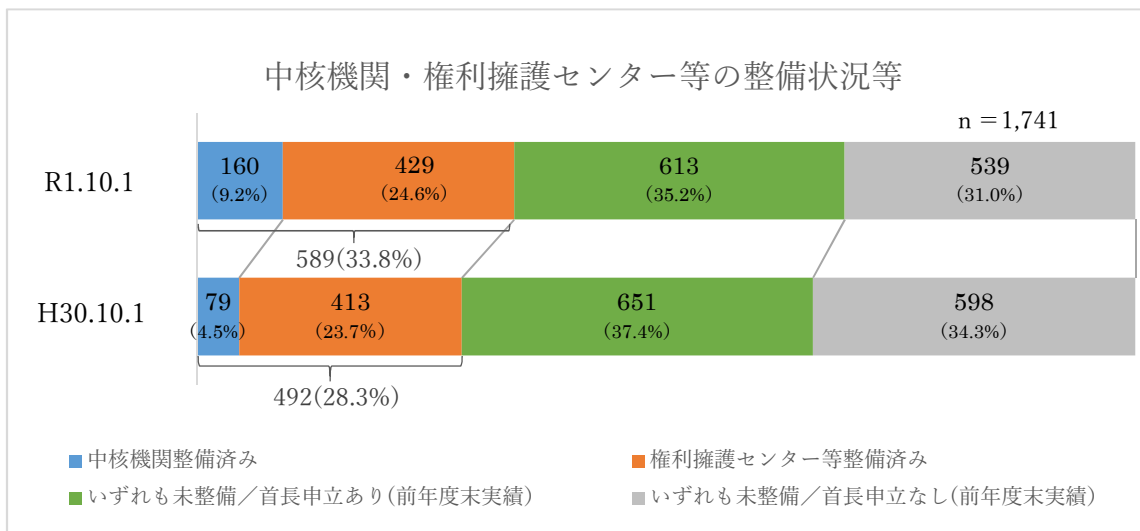
## 2. 調査結果

調査時点：令和元年10月1日

※データについては精査中であり、今後変更がありうる。

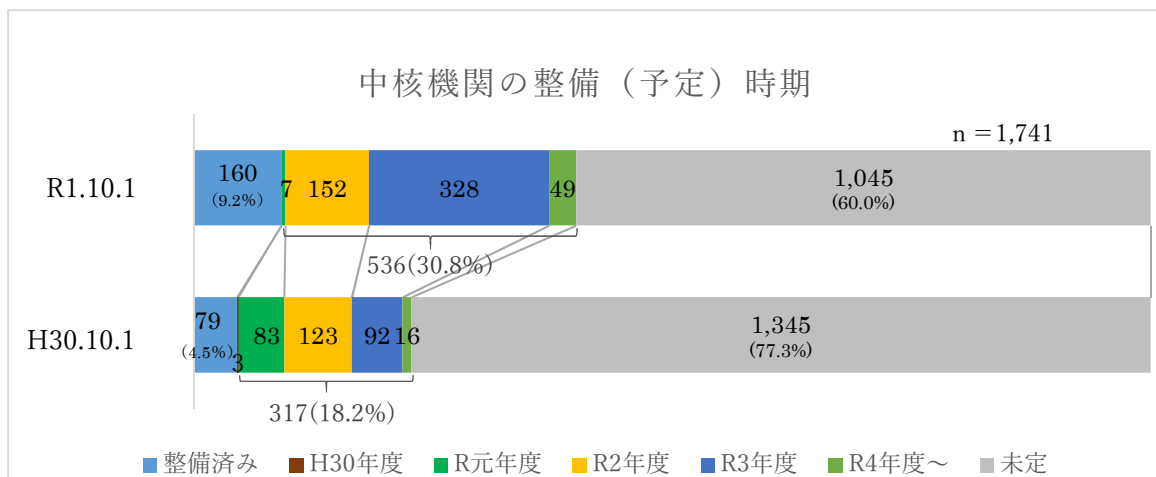
### （1）中核機関及び権利擁護センター等について

#### ① 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況等



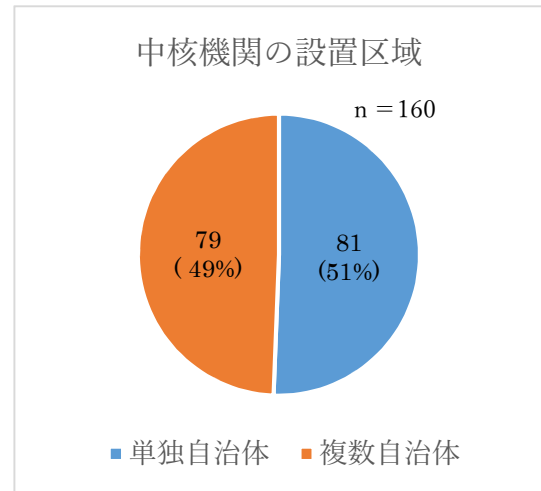
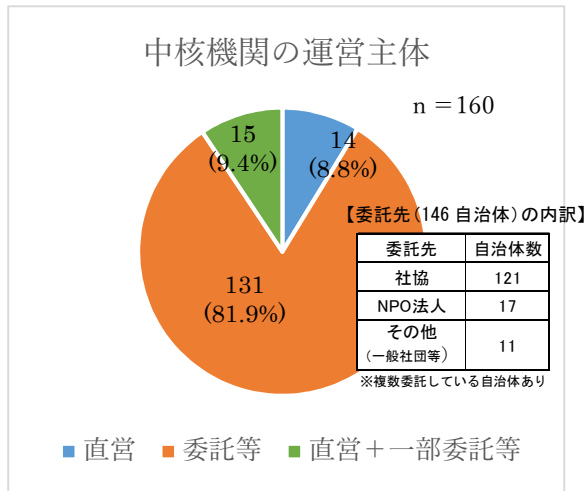
※「権利擁護センター等」とは、成年後見制度の広報や相談等を担う機関であって、市区町村が直営、委託又は補助を行っているものをいう。

#### ② 中核機関の整備（予定）時期



### ③ 中核機関（160自治体）について

#### ア 運営主体及び設置区域

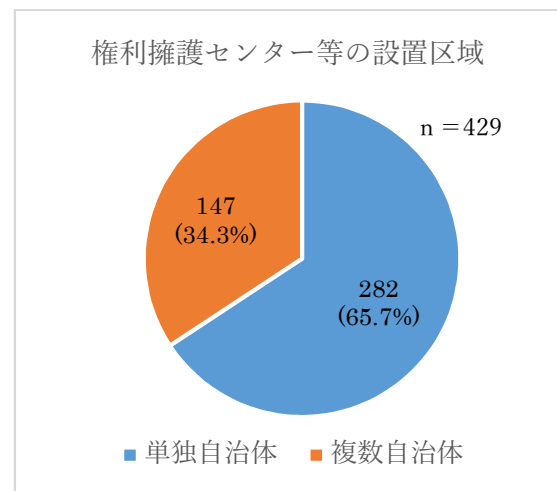
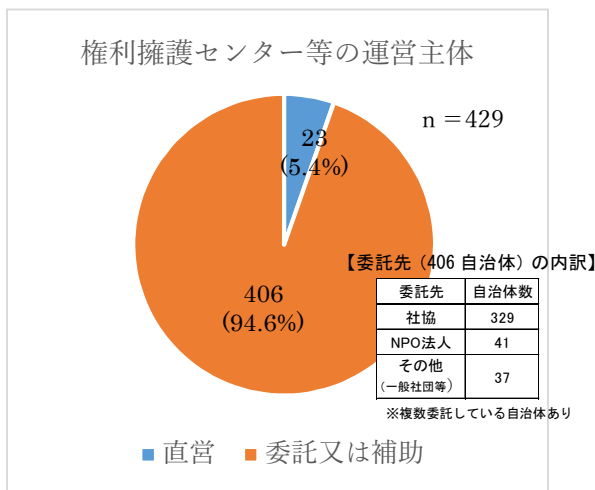


#### イ 機能（複数回答）

広報機能		相談機能		利用促進機能	
パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	156 (97.5%)	窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介含む)	156 (97.5%)	申立前に適切な後見人候補者推薦のための受任調整会議の実施	91 (56.9%)
地域住民向けの説明等の開催	127 (79.4%)	施設等への出張相談の実施	91 (56.9%)	市民後見人の養成	107 (66.9%)
地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	129 (80.6%)	専門職による相談会の開催	76 (47.5%)	その他	38 (23.8%)
その他	15 (9.4%)	その他	17 (10.6%)		
後見人支援機能			その他の機能		
後見人等からの各種相談に対応	131 (81.9%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	83 (51.9%)	法人後見または後見監督の受任	105 (65.6%)
後見人の定期報告の手続支援を実施	94 (58.8%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	66 (41.3%)	日常生活自立支援事業の実施	64 (40.0%)
専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施	31 (19.4%)	その他	27 (16.9%)	その他	24 (15.0%)
後見人の連絡会を開催	46 (28.8%)				

#### ④ 権利擁護センター等（429 自治体）について

##### ア 運営主体及び設置区域

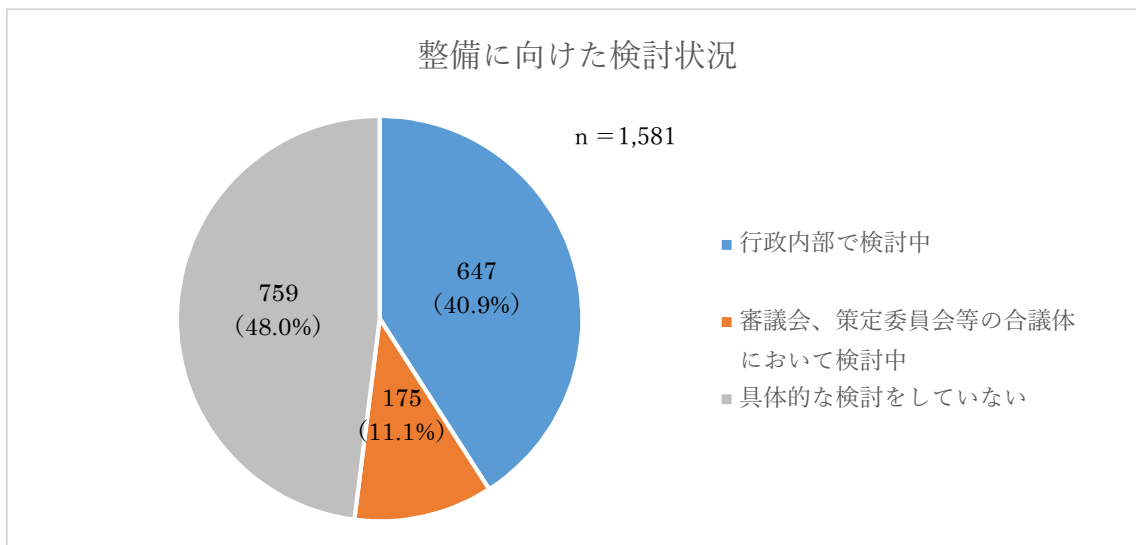


##### イ 機能（複数回答）

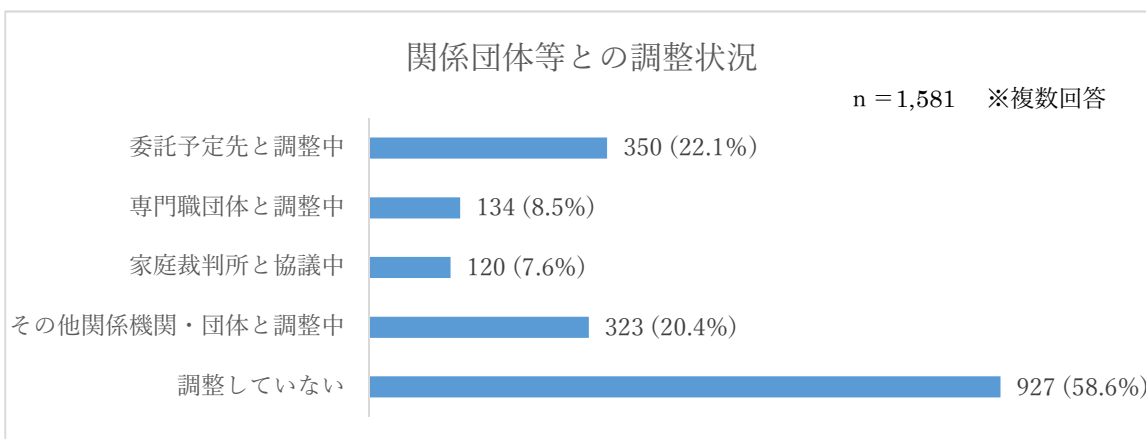
広報機能		相談機能		利用促進機能	
パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	403 (93.9%)	窓口で各種相談や申立手続き支援(専門職(団体)の紹介含む)	418 (97.4%)	申立前に適切な後見人候補者推薦のための受任調整会議の実施	182 (42.4%)
地域住民向けの説明等の開催	316 (73.7%)	施設等への出張相談の実施	242 (56.4%)	市民後見人の養成	246 (57.3%)
地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	289 (67.4%)	専門職による相談会の開催	234 (54.5%)	その他	64 (14.9%)
その他	49 (11.4%)	その他	23 (5.4%)		
後見人支援機能			その他の機能		
後見人等からの各種相談に対応	283 (66.0%)	本人の状態やチームによる支援状況等についての見守り	116 (27.0%)	法人後見または後見監督の受任	318 (74.1%)
後見人の定期報告の手續支援を実施	164 (38.2%)	本人の状況変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整	112 (26.1%)	日常生活自立支援事業の実施	244 (56.9%)
専門職の雇い上げ等により相談や手續支援を実施	49 (11.4%)	その他	34 (7.9%)	その他	22 (5.1%)
後見人の連絡会を開催	80 (18.6%)				

⑤ 中核機関未整備自治体（1,581自治体）について

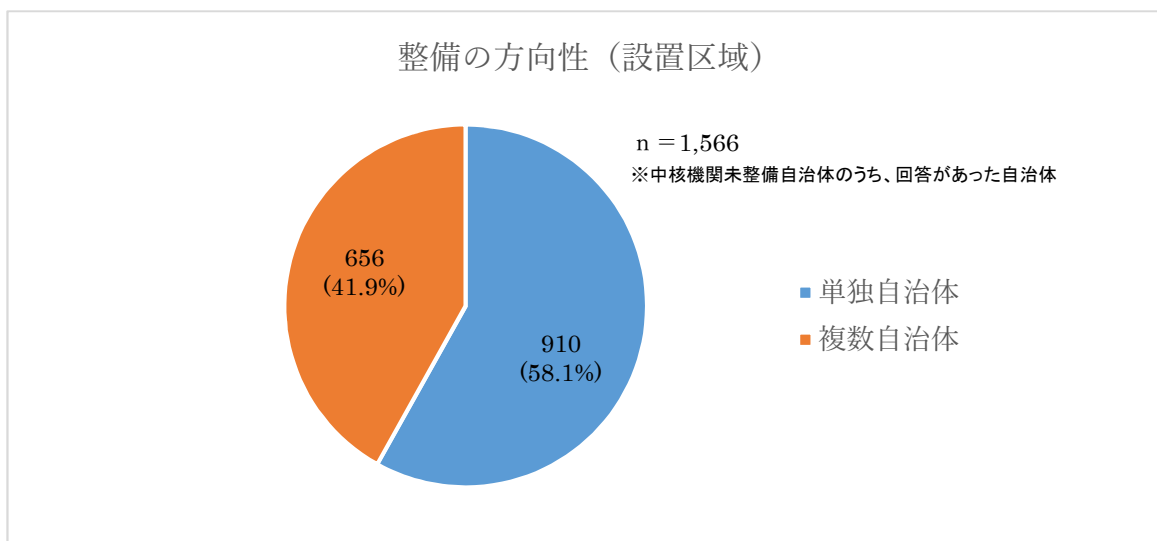
ア 整備に向けた検討状況



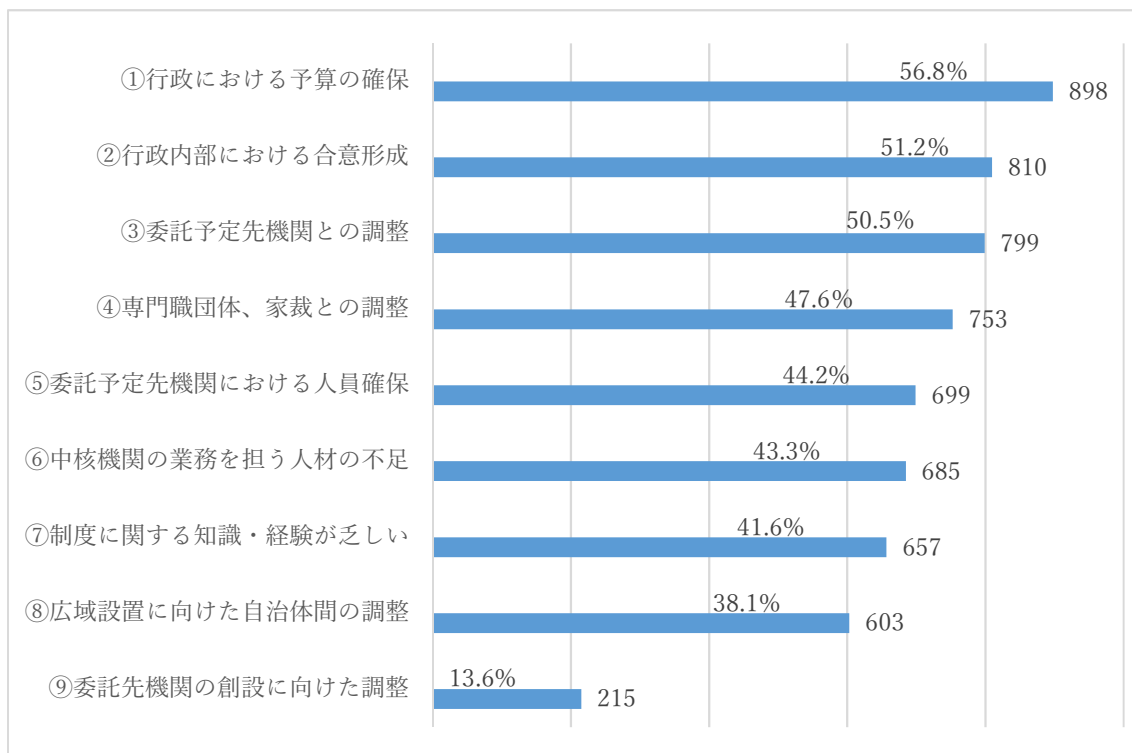
イ 関係団体等との調整状況



ウ 整備の方向性（設置区域）

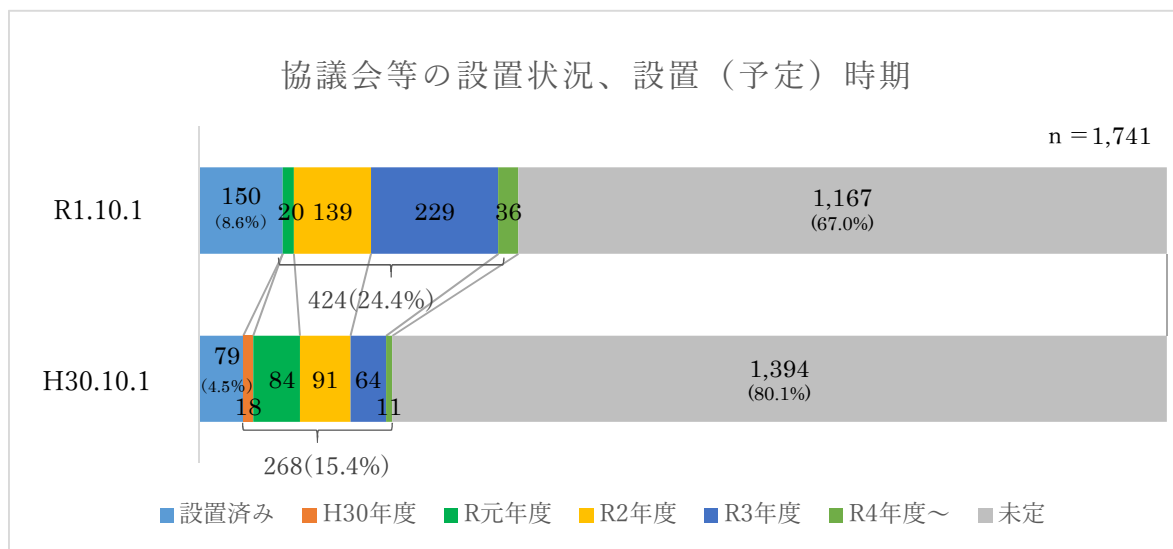


④ 中核機関の設置に向けた主な課題（未設置の1,581自治体） ※複数回答

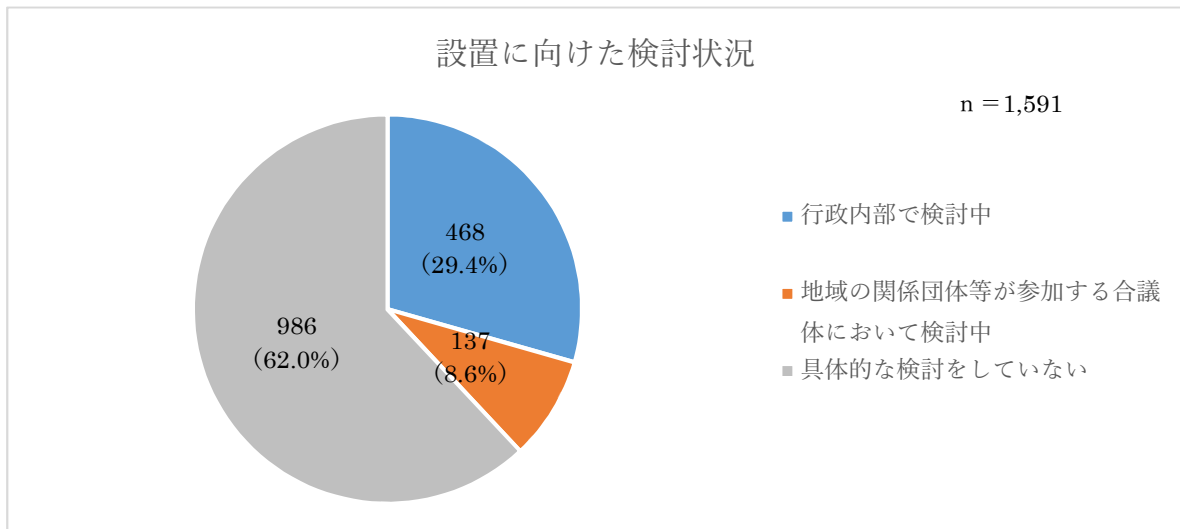


(2) 協議会等について

ア 協議会等の設置状況、設置（予定）時期

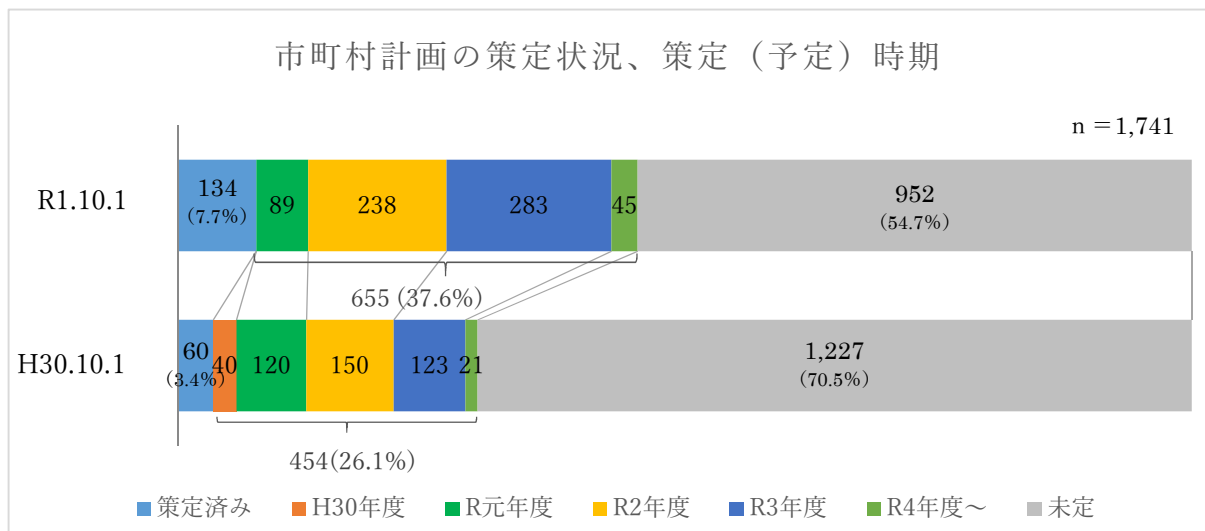


イ 未設置自治体（1,591自治体）における検討状況

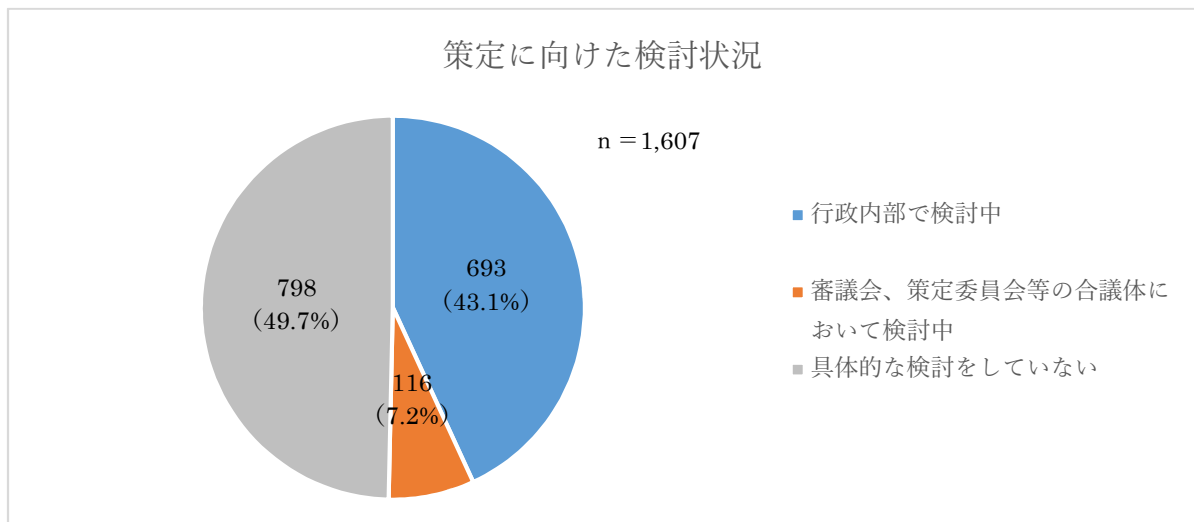


(3) 市町村計画に関する取組について

ア 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期



イ 未策定自治体（1,607自治体）における検討状況

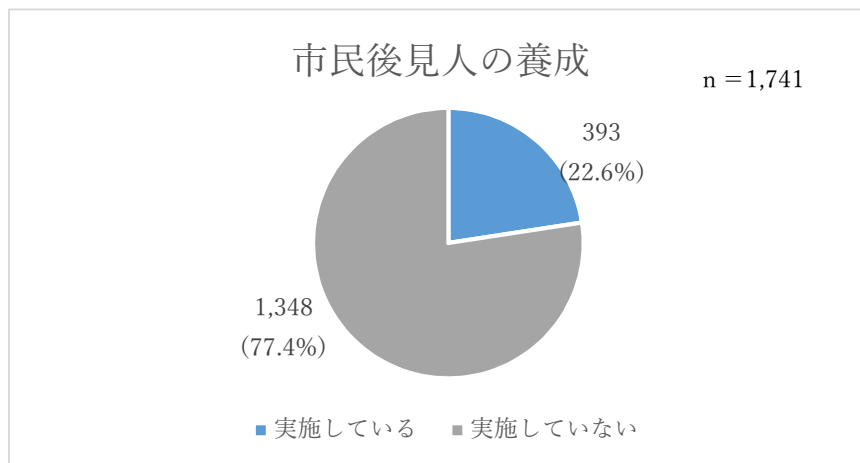


### (3) その他の取組

#### ア 市民後見人の養成及び活動状況 ※平成31年4月1日時点

##### ① 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無

実施自治体数 393 自治体



##### ② 市民後見人の養成者数

合計 1万6,003名

※時点までの累計の養成者数

##### ③ 養成者のうち、成年後見人等として選任されている市民後見人の数

合計 1,430名

※累計ではなく時点における受任者数

##### ④ 養成者のうち、成年後見人等以外の活動に従事する市民後見人の数

- ・ 法人後見の支援員 合計 1,819名
- ・ 日常生活自立支援事業の生活支援員 合計 2,378名

※累計ではなく時点における従事者数

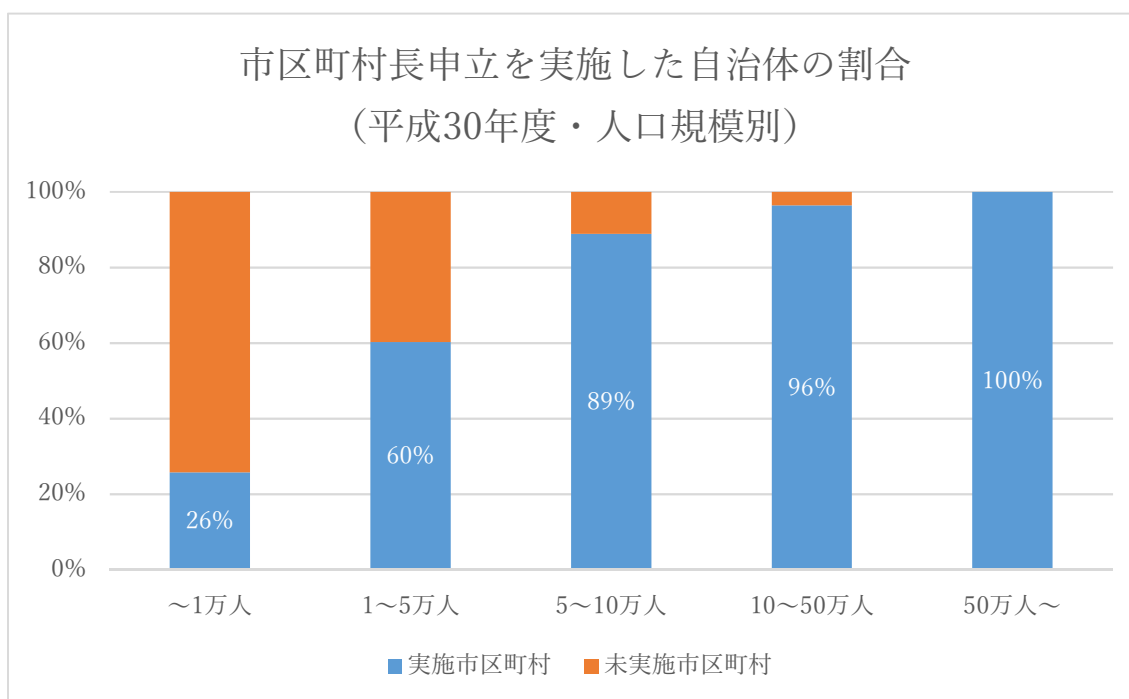
イ 市区町村長申立の実施状況（平 30 年度実績）

① 申立件数

年度	高齢者	知的障害者	精神障害者	合計	実施 市区町村数
平成 30 年度実績	6,552	709	591	7,852	1,047
平成 29 年度実績	6,158	675	503	7,336	1,000

② 人口規模別の実施状況

人口 (万人)	実施 自治体数	未実施 自治体数	申立件数（本人別）			
			高齢者	知的 障害者	精神 障害者	申立件 数合計
～1	134 (25.8%)	386 (74.2%)	141	31	21	193
1～5	411 (60.3%)	271 (39.7%)	857	146	74	1,077
5～10	224 (88.9%)	28 (11.1%)	714	113	87	914
10～50	243 (96.4%)	9 (3.6%)	2,810	283	267	3,360
50～	35 (100%)	0 (0%)	2,030	136	142	2,308
合計	1,047 (60.1%)	694 (39.9%)	6,552	709	591	7,852





ウ 成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬の助成の実施状況

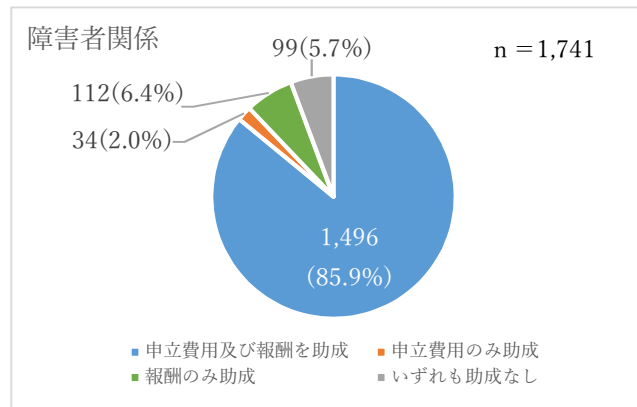
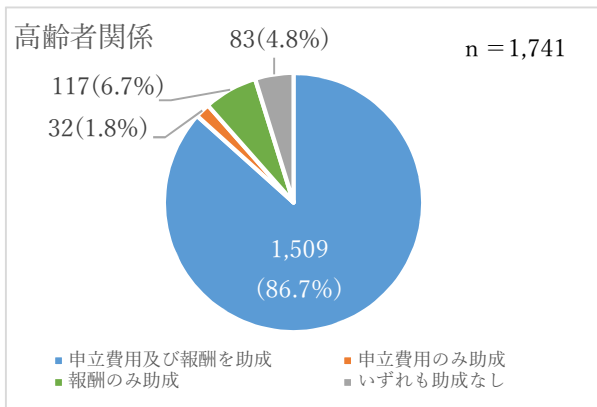
① 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体の数

【高齢者関係】 ※全 1,741 自治体の回答

時点	助成制度あり				いずれもなし
	助成制度あり	申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
平成 31 年 4 月 1 日	1,658	1,509	32	117	83
平成 30 年 10 月 1 日	1,650	1,480	44	126	91

【障害者関係】 ※全 1,741 自治体の回答

時点	助成制度あり				いずれもなし
	助成制度あり	申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ	
平成 31 年 4 月 1 日	1,642	1,496	34	112	99
平成 30 年 10 月 1 日	1,630	1,469	46	115	111



② 成年後見制度に係る申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

【高齢者関係】 ※助成制度ありと回答した 1,658 自治体の状況

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村 長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	生活保護 以外も可
平成 31 年 4 月 1 日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575
平成 30 年 10 月 1 日	1,650	769	747	594	1,650	1,592	1,586	85	1,565

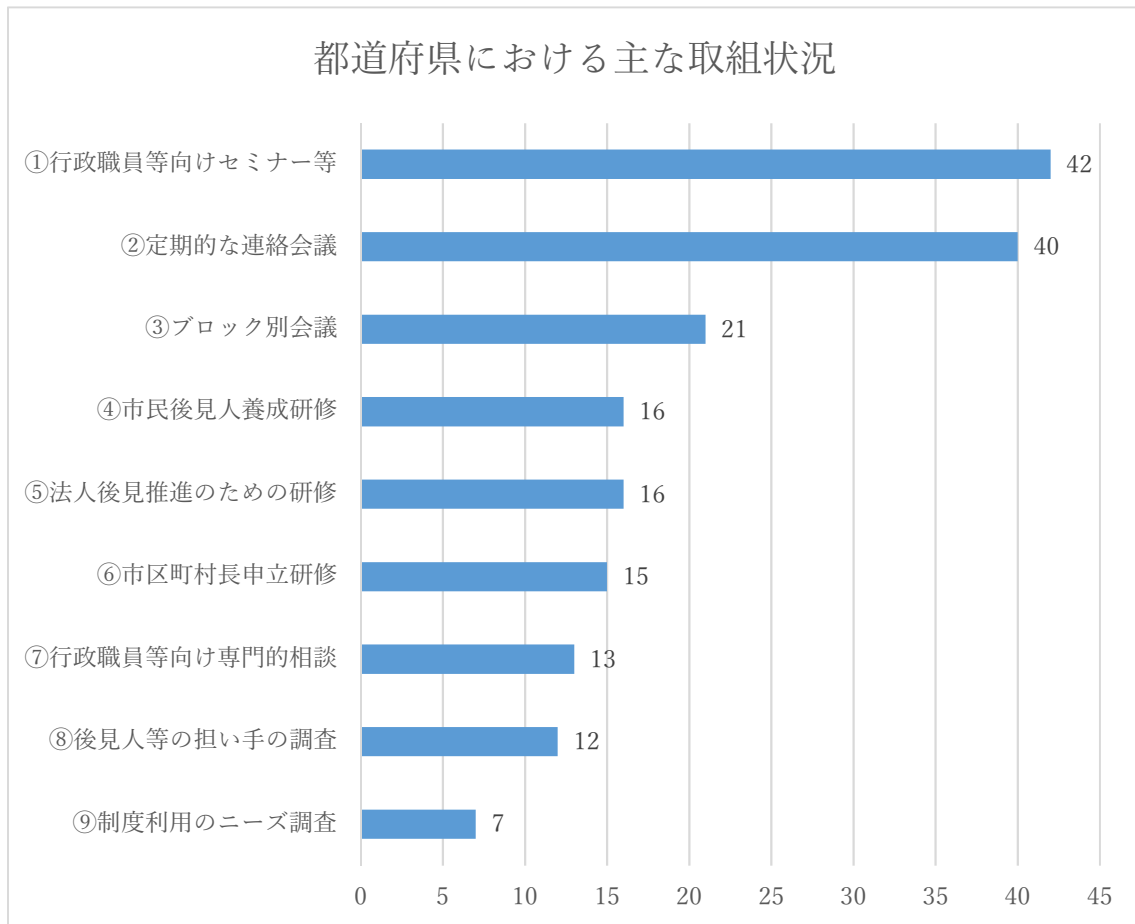
【障害者関係】 ※助成制度ありと回答した 1,642 自治体の状況

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村 長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護 のみ	生活保護 以外も可
平成 31 年 4 月 1 日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545
平成 30 年 10 月 1 日	1,630	747	728	575	1,630	1,566	1,556	91	1,539

## <都道府県に対する調査結果>

令和元年度において成年後見制度の利用促進に関する各取組を実施した（実施予定の）都道府県  
の数は、以下のとおり。

※調査時点：令和元年10月1日。令和元年度中に実施予定の都道府県を含む。



※ 「②定期的な連絡会議」とは、成年後見制度の利用促進に関して専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等と行うもの。

「③ブロック別会議」とは、一定の圏域ごとに広域的なネットワークや中核機関の整備等を図るために開催するもの。